

令和7年度香川県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 1 令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実施要綱」（令和7年12月25日付け老発1225第3号厚生労働省老健局長通知の別紙。以下「実施要綱」という。）及び香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度介護報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援をすることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 本事業の対象は、次のとおりとする。

(1) 対象事業所

本事業の対象は、以下のいずれかに該当する介護サービス事業所等（実施要綱3の介護サービス事業所等をいう。以下同じ。）とする。

- ① 実施要綱別紙1表1に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、実施要綱6(1)の要件を満たすもの
- ② 実施要綱別紙1表2に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、実施要綱6(2)の要件を満たすもの
- ③ 実施要綱別紙1表3に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、実施要綱6(3)の要件を満たすもの

本事業が人材流出を防ぐための緊急的対応としての支援であることを踏まえ、基準月は原則、令和7年12月とし、同年12月におけるサービス提供による報酬額から、6月分の補助額を算出することとする。

なお、以下の介護サービス事業所等は本補助金の対象外とする。

- ・ 令和8年4月以降に新規開設された介護サービス事業所等
- ・ 計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている介護サービス事業所等
- ・ 実施要綱別紙1表4に掲げる居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売

介護予防・日常生活支援総合事業については、第一号訪問事業及び第一号通所事業（従前相当サービス（市町村（特別区を含む。以下同じ。）が定める基準であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービスをいう。）及びサービス・活動A（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第2号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービスをいう。）のうち、市町村において介護職員等処遇改善加算に相当する加算が設けられている場合に限る。）並びに第一号介護予防支援事業を本事業の対象とする。

(2) 対象者

本事業の対象者は、以下のとおりとする。

- ①実施要綱6(1)①、6(2)①又は6(3)の要件を満たす介護サービス事業所等について、当該要件を満たした場合に設定された交付率に基づき算出される補助額については、当該介護サービス事業所等に勤務する介護従事者を対象とする。
- ②実施要綱6(1)②又は③若しくは(2)②又は③の要件を満たす介護サービス事業所等について、当該要件を満たした場合に設定された交付率に基づき算出される補助額については、当該介護サービス事業所等に勤務する介護職員(ただし、当該介護サービス事業所等において、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能。)を対象とする。

(補助金の要件及び対象経費)

- 4 この補助金の要件は、実施要綱6に定めるとおりとする。

この補助金の対象となる経費は、対象事業者が実施要綱7の補助対象経費に基づく賃金改善経費及び職場環境改善等経費とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(申請手続)

- 5 この補助金の交付の申請は、実施要綱8(1)の計画書等の作成・提出に規定する計画書に関係書類を添えて、別途定める日までに知事に提出するものとする。

(交付額の算定方法)

- 6 介護サービス事業所等に対する補助金の交付額は、以下の式により被保険者ごとの補助額を算出し、介護サービス事業所等ごとに補助額を合計することで確定することとする。

なお、被保険者ごとの補助額の算出に当たっては、1円未満の端数は切り捨てとする。

被保険者ごとの補助額 = 基準月の介護総報酬 × 交付率

※基準月の介護総報酬は、基準月の介護報酬総単位数(基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。)に、1単位の単価を乗じたもの。

※交付率は、サービス類型及び実施要綱6の補助金の要件別に6月分として設定された実施要綱別紙1表1、表2及び表3に掲げる交付率とする。

※基準月は、原則、令和7年12月とする。

(補助金等の概算払)

- 7 知事は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払をすることができる。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後、実施要綱8(4)都道府県知事への変更の届出に規定する事情により申請内容に変更が生じた場合、実施要綱の別紙様式4に関係書類を添えて、別途定める日までに知事に提出するものとする。

(交付の条件)

- 9 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けな

ればならない。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、知事が定める様式により速やかに、遅くとも県補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

（実績報告）

- 10 この補助金の事業実績報告は、当該年度の事業が完了したとき、実施要綱8（2）の実績報告書等の作成・提出に規定する実績報告書に係る書類を添えて、別途定める日までに知事に提出するものとする。

（補助金等の返還）

- 11 補助金等の返還は、次のとおりとする。
 - (1) 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。
 - (2) 知事は、補助金の交付を受ける介護サービス事業者等が実施要綱9留意事項（1）に該当する場合は、既に交付された補助金の一部又は全部を県に返還することを命ずる。

（その他）

- 12 特別の事情により5、6、8及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年2月20日から施行する。